

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年 7月17日

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
熱帯・島嶼研究拠点所長 大前 英

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 全自動回転式マイクロトーム 1台
- (2) 購入件名の規格等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 納入期限 令和2年12月28日
- (4) 納入場所 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター熱帯・島嶼研究拠点
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 国立研究法人国際農林水産業研究センター契約事務取扱規程第7条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立研究法人国際農林水産業研究センター契約事務取扱規程第8条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和元・2・3年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）における「物品販売」の営業品目「精密機器類」において「A」、「B」、「C」又は「D」のいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (4) 理事長から当所物品の購入及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でなく、また、国の機関又は他の独立行政法人のいずれかから指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立がなされている者又は、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立がなされている者（更正（又は再生）手続きの開始決定がなされ、再格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 販売物品を確実に納品できる代理店等であり、物品販売に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里川良原1091-1
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター熱帯・島嶼研究拠点 総務部総務課会計係
TEL：0980-88-6106 FAX：0980-82-0614
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告日から令和2年 8月12日（水）までの土曜日、日曜日を除く毎日午前9時から午後5時までの間、上記3(1)において随時無料交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合はA4版が入る返信用封筒に住所、会社名及び担当者氏名など所要事項を記入のうえ430円相当（速達料金含む）の切手を貼付し、上記3(1)に送付すること。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
令和2年 8月25日（火）午後2時30分
〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里川良原1091-1
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター熱帯・島嶼研究拠点 共同実験室（本館）2階大会議
入札参加者は入札書等を当日当該場所へ持参すること。
（郵便入札は可能です。なお、郵便入札を行う場合は令和2年8月24日（月）午後5時までに入札書が到着するように特定記録郵便以上で差し出すこと。ただし、再度の入札があった場合は引き続き行いますので、郵便入札を行った場合は再度入札には参加出来ません。）

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札者に求められている義務
この一般競争に参加を希望するものは、封印した入札書を入札日時に入札場所まで持参しなければならない。
- (3) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、当所の交付する仕様書に基づき、資格審査結果通知書(写)、応札仕様書及び保守体制証明書を令和2年 8月18日（火）午後5時までに上記3(1)の場所へ提出しなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 落札者の決定方法
契約事務取扱規程第31条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は入札説明書による。

（お知らせ）

国立研究開発法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますのでご了解願います。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当法人において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ② 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当法人の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当法人OB）の人数、職名及び当法人における最終職名
- ② 当法人との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当法人OBに係る情報（人数、現在の職名及び当法人における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高

4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）